

令和6年度 第3回飯田市土地利用計画審議会・第3回飯田市都市計画審議会

日時：令和7年2月17日（月）14：00～

場所：飯田市役所 C311・312・313 会議室

1. 開 会

14時00分

○松平 定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第3回飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会を開会いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の進行を担当いたします、地域計画課の松平と申します。よろしくお願ひいたします。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。本日お配りしました資料は、「会議次第」、「審議会委員等名簿と座席表」、「当日配布資料1-1～1-6」、「資料1の参考資料」、「当日配布資料2」でございます。資料に不足などございましたら事務局までお申しつけいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

2. 理事者あいさつ

○松平 それでは、佐藤市長よりごあいさつを申し上げます。

○佐藤市長 皆さんこんにちは。本日は、令和6年度第3回土地利用計画審議会及び都市計画審議会を開催しましたところ、委員の皆様におかれましては大変お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。また、日頃から皆様方には、それぞれの立場で飯田市の土地利用計画や都市計画につきましてご理解やご協力、ご指導をいただきておりますこと、改めて感謝申し上げます。

本日は協議事項が2件でございます。まず、川路地区計画の変更につきまして、川路地区はかつて三六災害で大きな被害を受け、その後治水対策事業として大規模な盛土事業が行われました。そこにできた工業用地や住宅用地について、地区計画を定めて取り組んでまいりましたが、時間の経過に伴いまして、少し見直しが必要だということで川路地区の地区計画の見直しがされております。これに基づきまして、今後は都市計画の変更をしていく必要がありますので、都市計画の変更（素案）につきまして本日ご説明させていただきます。諮問は次回となりますが、ぜひご意見をいただきまして、諮問に向けて整理をしていきたいと思います。

また、都市計画公園の見直しにつきましては、前回都市計画公園の見直しガイドライ

ンの素案をお示しして、ご意見をいただきましたが、その後の見直しに向けた検討・評価の作業状況について、本日はご説明させていただきます。

2件とも本日は諮問ということではございませんが、本日いろいろとご意見をいただき、作業を進めていきたいと思っております。本日も重要な事項ということになりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

(審議会について)

○松平 本日は、飯田市土地利用計画審議会と飯田市都市計画審議会を同日開催させていただいております。

土地利用計画審議会は、国土利用計画、土地利用基本方針、景観計画、緑の基本計画等に関する案件についての審議、都市計画審議会は、都市計画に関する案件についての審議となります。両審議会の審議内容が重複することがございますので、基本的には本日のように同日開催とさせていただいておりますので、ご了承のほどお願いいいたします。

(会議の成立について)

○松平 ここで委員の出席状況につきましてご報告いたします。

土地利用計画審議会委員 12名のうち 9名、都市計画審議会委員 21名のうち 18名の皆様にご出席いただいております。両審議会とも委員総数の半数以上の出席をいただいておりますので、飯田市土地利用計画審議会条例第7条第2項及び飯田市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、本会議は成立している旨をお伝えいたします。

なお、高瀬委員からあらかじめ欠席のご連絡をいただいております。また、鈴木委員、宮崎委員につきましては、急用のため欠席の連絡をいただいております。また、本日は専門委員の皆さんにもご出席をお願いしておりますが、浅野専門委員、鈴木専門委員、上原専門委員からあらかじめ欠席のご連絡をいただいております。

また、吉田委員の代理で菊池副所長に、岩下委員の代理で保科リニア活用・企画振興課長に出席いただいておりますので、ご報告申し上げます。

3. 会長あいさつ

○松平 それでは、次第に従いまして、大貝会長よりごあいさつをお願いいたします。

○大貝会長 皆さんこんにちは。会長の大貝です。審議会委員の皆様におかれましては、土地利用計画審議会及び都市計画審議会の両方の委員としてご尽力いただき、ありがとうございます。

先ほど市長からのごあいさつにもありましたように、本日は協議事項が2件となって

おります。1つ目は川路地区計画の変更について、2つ目は都市計画公園の見直しについてでございまして、後ほど事務局より説明いただきます。川路地区計画の変更につきましては、次回の審議会で諮問を予定しているということあります。また、都市計画公園の見直しについても、次回以降引き続き協議いただく案件となりますので、活発な意見交換ができますよう、皆様のご協力のほどよろしくお願ひいたします。簡単ですが、挨拶させていただきます。よろしくお願ひいたします。

4. 協議事項

○松平 大貝会長ありがとうございました。これより「4 協議事項」に移ります。以降の進行につきましては、大貝会長にお願いいたします。

○大貝会長 協議に先立ちまして、事務局より会議録の公開について説明があるようですのでよろしくお願ひします。

○松平 本日お配りいたしました会議次第の裏面をご覧ください。飯田市の附属機関の会議内容の概要につきましては、飯田市情報公開条例第3条第2項の規定により公表することとしております。その際、公表用の会議録には委員全員の同意が得られた場合に限り、発言した委員の氏名を記載するものとしております。本日の会議録における、委員の氏名の公開について同意いただけるかお伺いいたします。

○大貝会長 ただいま説明がありました会議録の公開の同意について、ご異議がなければ公開をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

ありがとうございます。異議なしと認めます。それでは、会議内容の公表にあたっては、発言された委員の方の氏名もあわせて公表することにいたします。よろしくお願ひいたします。

これより協議事項に移ります。「(1) 川路地区計画の変更について」、事務局より説明をお願いします。

○牧内地域計画課長 地域計画課の牧内と申します。説明に入る前に、私の方から「川路地区計画の変更」の趣旨及び背景について説明いたします。資料1-1をご覧ください。

川路地区において令和4年度に策定された、「第2次川路基本構想」・「第2次土地利用計画」に基づき、地元で検討された地区計画の見直し(案)を市の計画に反映するため、飯田市土地利用基本方針における川路地域土地利用方針の変更、並びに飯田都市計画地区計画(川路地区計画)の変更及び建築条例化を行うものでございます。

背景としましては、川路地区計画の決定から20年近くが経過し、産業用地において一

部未利用地が残っている中、地元からは地区整備計画の見直しを求める声があがっており、地区の土地利用計画において、「地域の実情に合わせて地区計画を見直す。」また「店舗・飲食店などの大型店も誘致できるよう、現行床面積1,000m²以内とする制限を見直す。」ことが位置付けられました。それに基づき、川路まちづくり委員会では、令和6年4月に「川路地区計画再検討委員会」を立ち上げ、そこに当課も加わって検討を重ねてまいりました。また、地元住民や関係者の皆さんへの周知も行いながら、同年10月には見直し（案）がまとめられ、市へ法令手続きを進めてほしいとの依頼がありました。

前回の審議会においては、勉強会ということでこの見直しを検討する内容までを説明いたしましたが、その後市では、第2次川路基本構想及び第2次川路土地利用計画と調和するよう、飯田市土地利用基本方針における川路地域土地利用方針の変更を行うとともに、前述の見直し案に基づき、川路地区計画の変更と、建築条例化に向けて、それらの素案を作成しました。

本日は次回、諮問答申を行う前段の勉強会として、川路地区計画の変更（素案）、飯田市土地利用基本方針の変更（素案）及び建築条例化の素案概要の3点について皆さんにご確認いただきたいと思います。また、地区計画の変更（素案）は現在長野県との事前協議中ですが、事前協議の結果前に勉強会で皆さまの意見をお聴きし、いただいた意見を基に成案としていきたいと考えております。専門的な見地から皆さまからはご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、担当より説明させていただきます。

○塩澤 地域計画課の塩澤と申します。私からは、川路地区計画の変更（素案）と、併せて変更する飯田市土地利用基本方針及び地区計画の建築条例化の大きく3点について説明いたします。前回の審議会で説明しました内容と重複する部分もありますが、復習も兼ねてお聞きいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。少々説明が長くなりりますので、着座にて失礼いたします。

それでは、まず、川路地区計画の変更から説明いたします。当日配布資料1-2をご用意ください。今回変更を予定しております川路地区計画の変更内容をまとめた資料になります。2ページから7ページにかけては、前回の勉強会で説明しておりますので省略いたします。8ページをご用意ください。おさらいとしまして、現行の川路地区計画の目標・方針・整備計画について説明いたします。

8ページは川路地区計画の区域図となります。都市計画道路：桐林大明神原線の西側に居住エリア、東側に企業エリアが位置しております。

資料の 9 ページをお願いします。川路地区計画の目標と、目標に基づく土地利用の方針を居住エリア及び企業エリア毎に定めております。また、企業エリアにおいては、土地利用の方針に応じて 4 つの地区に分かれております。

さらに、資料の 10 ページから 12 ページにかけては、地区計画の目標・方針を実現するための、まちづくりの具体的な内容を定めた「地区整備計画」になります。現行の地区計画の内容は以上となります。

次に、今回予定しております川路地区計画の変更について、経緯から説明いたします。資料の 13・14 ページをお願いします。飯田市の計画と地区の基本構想・土地利用計画との関係を表した概要図となります。地区の基本構想については、基本的に飯田市基本構想や飯田市土地利用基本方針と調和するものとしており、計画を実現するための手法として、都市計画や景観計画といった各種計画が整備されております。

15 ページをお願いします。令和 5 年 3 月に改訂された第 2 次川路土地利用計画では、地区計画について、「地域の実情に合わせて見直す」「店舗・飲食店などの大型店の誘致ができるよう、床面積 1,000 m²以内とする制限を見直す」ことが位置付けられました。第 2 次川路基本構想及び第 2 次川路土地利用計画に方向性が位置付けられたことで、地区計画の見直しに向けて動いているところであります。

令和 6 年 4 月に地元で再検討委員会を立ち上げていただき、その際に話題となった見直しを検討する内容について、当課にて現在の法規制をまとめたものが、資料の 16 ページからの内容となります。前回の勉強会において説明した内容もありますが、おさらいも兼ねて触れさせていただきます。

16 ページをお願いします。まず、川路地区全域においては、地区計画策定後に整備した、飯田市屋外広告物条例や景観条例による制限があります。また、資料青色の地区計画区域には地区計画の制限に加えて、企業エリアには「かわじ土地管理組合 内規」、居住エリアには「居住地区申しあわせ事項」が紳士協定というかたちでありまして、それぞれの組合が立地などを予定している事業者や住民へ案内をしている状況であります。景観に関する条例、地区計画、紳士協定と大きく 3 つのルールが重なり合って、きめ細やかなまちづくりが進められておりますが、法規制が多くわかりづらいという課題があります。

次に資料の 17、18 ページをお願いします。再検討委員会で見直しの対象となった内容を①から⑦までの項目にまとめ、それぞれにどのような法的制限がかかっているかをまとめた表となります。まず 17 ページより、①建物の用途制限、②屋外広告物、③屋根の

形状、④建物の色彩、⑤緑化となります。続きまして左側の列より、川路地区全域または市内全域における制限、右に行きまして川路地区整備計画による制限、さらに右の2列は地元の皆さんで協力して取り組んでいる紳士協定となります。

制限の内容を説明いたします。まず、「①建物の用途制限」について、地区計画区域内の企業エリアでは、今回の見直しのきっかけであります、床面積 1,000 m²を超える店舗・飲食店等は建てられないという制限があります。また、企業エリアにおける天竜峡連携地区は、食品製造業以外の工場等の立地を制限しております。次に「②屋外広告物」、「③屋根の形状」、「④建物の色彩」については、地区計画の策定後、平成 20 年から運用を開始した、飯田市屋外広告物条例及び飯田市景観条例の内容と一部内容が重複しており、地区整備計画上の制限として残し続ける必要があるのかという点で、見直しの対象となっております。次の「⑤緑化」については、今回の地区計画の変更内容からは外れますので、説明は省略いたします。

資料の 18 ページをお願いします。「⑥塀または柵の構造の制限」、「⑦擁壁の形態または意匠の制限」について、こちらは工作物の制限となります。

次に資料の 19 ページをお願いします。こちらですが、前回の勉強会ではお出ししていない内容であり、素案作成中に追加で検討の課題となつたものであります。「⑧工作物の高さの最高限度」として、企業エリアでは 20m または 15m の高さの制限があります。また、土地管理組合の内規では、工作物の高さは 15m を目標とするという基準があります。こちらの制限は、独立した広告塔を制限することを目的としていたと見られますが、広告物については屋外広告物条例で制限が担保されていること、また、地区計画の届出を運用してきた中で、屋外広告物以外の届出実績がないことなどを踏まえて、制限に残す必要があるかが新たな課題となりました。以上の内容が現行の法規制の内容となります。

次からが本日の本題となります。資料の 20 ページをお願いします。現行の法規制を踏まえた再検討委員会の見直し案について説明いたします。

まず、「①建物の用途制限」について、「店舗・飲食店は床面積 1,000 m²以内とする制限」は、当初配慮すべきとしていた小規模店舗が残っていないという状況を踏まえて地区計画上から削除し、また、天竜峡連携地区における、「食品製造業を営む工場以外の工場又は倉庫業を営む倉庫は建てられない」という制限も、こちらは、隣接する天竜峡と連携し、地産地消による食品を加工した土産物店のような施設の誘致を方針としていることから、定めている制限となります。床面積 1,000 m²以下の用途制限と同様に、未利用地の解消に向けて削除をいたします。

次の「②屋外広告物」については、川路地区は飯田市屋外広告物条例に基づく特別規制地域に指定しており、条例において制限が担保されているため、地区計画上からは削除いたします。「③屋根の形状」、「④建物の色彩」についても、景観へ与える影響が大きい、比較的大規模な建築物は、飯田市景観条例で制限が担保されているため、地区計画上からは削除いたします。

21 ページをお願いします。「⑥塀または柵の構造の制限」については、案件ごとに柔軟に対応したいとの地元の声を受け、地区計画上からは削除し、紳士協定の中に位置付けることで柔軟に対応できるようにします。

次に「⑦擁壁の形態または意匠の制限」について、地区計画エリアは元々土地区画整理事業で盛土をした土地であり、新たに盛土をする可能性は低いこと、また、擁壁は盛土とセットで運用することが望ましいことからも、盛土について記載している土地管理組合の内規に位置付け、地区計画上からは削除いたします。

22 ページをお願いします。「⑧工作物の高さの最高限度」について、広告塔については飯田市屋外広告物条例で制限が担保されていることや、広告物以外の届出の実績がない状況を踏まえ、地区計画上からは削除し、土地管理組合の内規の中で管理する方針となりました。

再検討委員会による見直し案の内容は以上となります。こちらが地元案となりますので、市の方で見直し案を基に法定図書として作成しました都市計画の変更（素案）が、資料 1-3 となります。見直し案の内容がそのまま入っておりませんので、本日は説明を省略いたしますが、参考にしていただければと思います。

最後に資料の 23 ページをお願いします。今後のスケジュールについて、市では今年 1 月に都市計画の素案を作成し、現在は長野県との事前協議の最中であります。協議結果によっては現在の素案の内容が変更となる可能性がありますが、本日の勉強会のご意見も取り入れながら成案としていきたいと思いますので、ご承知おき願います。また、赤色箇所が、本日の説明の部分になります。直近では 3 月中旬にパブリックコメントを行い、都市計画決定は 6 月末頃を見込んでおります。長野県の事前協議やパブリックコメントでいただいた意見等も踏まえて、改めて 6 月の審議会でお諮りしたく思いますので、よろしくお願ひいたします。地区計画の変更についての説明は以上となります。

続きまして、地域土地利用方針の変更について説明いたします。まず「地域土地利用方針」とは何か、ご存じの方が少ないかと思いますので、説明いたします。

資料 1-2 の 13 ページをご用意ください。「総合的土地利用計画の概念図」となりま

す。真ん中の青い枠が、当市の都市計画マスターplanでもある、飯田市土地利用基本方針になります。飯田市土地利用基本方針とは、枠の左にあります飯田市土地利用基本条例に基づき策定する計画として、市全域及び「各地域」の将来像とその実現に向けた「土地利用の方針」を定めることで、まちづくりや地域づくりの方向性を明らかにし、市民の皆さんと市が飯田市の「目指すべき姿を共有」することで、地域の特性や個性に応じた適正かつ合理的な土地利用を進めることを目的として、平成 19 年 7 月に策定したものになります。これまでも飯田市基本構想などの上位計画の改定時期や、社会経済情勢の変化、地域づくりの進捗状況などに応じて適宜柔軟に見直しをしてきております。この飯田市土地利用基本方針は、市全体に係る「全体方針」と各地域の地域づくりの方針などに係る「地域別方針」の大きく二つに分かれておりまして、このうち地域別の方針である「地域土地利用方針」を定めている地区は現在 9 地区になります。川路地区においては、平成 20 年 10 月に定めております。

この土地利用基本方針における「地域別方針」と「地区の基本構想・土地利用計画」等との関係については、14 ページをご覧ください。先ほども少し触れましたが、地域別方針は各地区で策定された基本構想等の内容と調和するものとしており、地区で検討された地域土地利用計画の中から、飯田市の土地利用基本方針の地域別方針に記載できる部分を抽出しています。基本構想等に記載された地域の想いを、地域別方針に落とし込むことで、地域の目指す姿を市と地域が同じ方向を向いて実現していくというような仕組みとなっております。平成 20 年に策定された「川路地区の地域土地利用方針」については、まだ第 1 次の川路基本構想も策定されていない時のものであることから、今回の地区計画の変更に併せて、令和 5 年に策定された第 2 次川路基本構想及び第 2 次川路土地利用計画の内容を地域土地利用方針に反映しようというのが、今回の変更の趣旨となります。地域土地利用方針に位置付けることで、条例の制限がかかるとかすぐに何か変わると言えばそういうことは無いのですが、今後地域の土地利用計画に基づいて市と何かを取組む際は、取組みをスムーズに進めることができますので、この機会に市では変更を考えております。

地域土地利用方針とは何かについての説明は以上となります。前置きが少し長くなりましたが、次に今回の変更箇所について説明いたします。資料 1-4 及び 1-5 をご用意ください。1-4 は今回の変更箇所を赤字で示した抜粋資料、1-5 は新旧対照表となります。右側の枠が変更前の文章となります。基本的には 1-5 の新旧表及び右上に「参考資料」と記載のあります、第 2 次川路基本構想及び第 2 次川路土地利用計画の抜粋版を

基に説明いたします。

なお、地域土地利用方針以外の内容についても、府内の関係課に変更についての意見照会をかけたところ、文言の修正などの軽微な変更点が出ております。資料 1-5 の 2 ページから 9 ページまでが、軽微な変更の内容となりますので、先にこちらの概要を説明いたします。資料 1-5 の 2 ページをお願いします。こちらは文言の修正となります。3 ページは、将来人口数の修正、南海トラフ関連及び公園名の名称を更新、4 ページは人口動態の更新及び文言の修正、5 ページは、人口動態の更新及び計画名の更新、6 ページは、「森林の公益的機能」及び「地域材の利用の促進」の修正、また、「野生鳥獣対策」の更新、7 ページは、上水道の水源数の更新及び河川名の修正、また、計画名の追加、8 ページは、文言及び名称の修正、9 ページは、「森林の保健機能の増進」及び文言の修正となっております。軽微な変更についての説明は以上となります。全体を通して、主に文言の修正及び現在の状況に内容や名称を更新するものとなります。

次に 10 ページをお願いします。こちらからが、今回の主題となる、川路地域土地利用方針の変更の内容となります。まず、「3 目指すべき地域づくりの目標」の項目をご覧ください。「(1) 地域づくりの目標」について、参考資料の 2 ページ目をご覧ください。第 2 次川路基本構想内の「川路居住憲章の前文」において、目標の記載がありましたので、そちらと調和するようにしております。次に「(2) 目指す地域の姿」ですが、こちらも同様に「川路居住憲章 目的」から引用し、「みんなで支える、豊かな川路」としております。続いて「4 地域づくりの方針」ですが、こちらは、第 2 次川路土地利用計画の内容を反映したものとなります。資料 1-5 の 11 ページへ進んでいただき、「今後、市は地区の取り組みと連携して、その具体化に向けた作業を進めます。」と、地域土地利用計画との調和についての内容を追加しております。

また、<地区で確認されたゾーン及びゾーンごとの土地利用の方向性>としまして、参考資料の 4 ページ目及びスクリーンをご覧ください。第 2 次川路土地利用計画で分類された 4 つの地域、緑色の「里山エリア」、橙色の「農地エリア」、桃色の「住宅・農地混在エリア」、黄色の「地区計画区域」について記載しております。エリア毎の説明及び基本的な方針については、参考資料の川路土地利用計画の内容を反映しております。

まず、緑色の「ア 里山エリア」は、参考資料の 5 ページ目、左下に 18 ページと書かれたページをご覧ください。「住民の癒しとなる自然の恵みを享受できる場であるため、適切な保全及び活用に向けた対応が必要」であり、基本方針は、上部の太字から引用し、「多様な機能を持つ里山を保全します。」としております。次に「イ 農地エリア」は、

参考資料の 19 ページをご覧ください。「将来にわたって守る農地を見る化すること」が必要としており、基本的な方針は、太字箇所の内容をそのまま記載しております。次に「ウ 住宅・農地混在エリア」は、参考資料の 20 ページをご覧ください。「農地の中に住宅があることで特色ある景観を形成しており、周囲の環境に融合するよう心掛けることが必要」としており、基本方針は、太字箇所のとおりとなります。最後に「エ 地区計画区域」ですが、こちらは「川路地区計画の土地利用の方針」から引用しております。また、最後の一文は、今回の川路地区計画の変更に関して、これまでの方針には地区計画の見直しについての記載が無かったため、こちらで追加した一文となります。

最後に今後のスケジュールについて説明します。資料 1-1 をご用意ください。「3 今後のスケジュール」として、3 月中旬のパブリックコメントにおいて、地区計画の変更と一緒に意見を募集します。その後、裏面へ進んでいただき、6 月下旬の市都市計画審議会・土地利用計画審議会においてお諮りし、7 月上旬の公表を予定しております。地域土地利用方針の変更についての説明は以上となります。

続きまして、「飯田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正」について説明いたします。条例については都市計画審議会でお諮りいただく内容ではありませんが、審議会に関連した内容もありますので、概要を説明し、審議委員の皆さまにはご承知おきいただければと思います。

資料 1-6 をご用意ください。概要の項目から説明いたしますと、「現行の条例については、平成 31 年に座光寺地区計画及び上郷地区計画の区域が適用区域として整備されています。一方で、川路地区計画は、平成 14 年にまちづくりの具体的な内容である「地区整備計画」を定めていますが、当時は区画整理事業後で まち がない状態で条例を整備することは難しく、届出制により現在まで運用してきました。今回の地区計画の変更に併せて市条例を改正し、川路地区計画の実行性を担保するため、建築基準法第 68 条の 2 の規定に基づき、「川路地区計画区域」内における建築物の敷地、構造又は用途の制限に関して、必要な事項を定めるものであります。適用区域は川路地区計画の区域となります。

川路地区計画区域内の制限については、2 ページの別表をご覧ください。今回の変更内容を反映した制限をまとめた表となります。地区計画の建築条例化については、欄外の※ 1 に記載しておりますが、条例で定める制限は、地区整備計画の制限の内容をそのまま定めることとされています。そのため、こちらの別表の制限が条例にそのまま載る予定です。

次に制限の特例として、「市長が、土地利用状況等に照らし、適正な都市機能と健全な都市環境の確保に支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した建築物は、上記の建築制限は適用されません。」こちらは現行の条例に既に規定している内容であります。こちらの特例は、これまで前例はありませんが、許可をする際はあらかじめ都市計画審議会の意見を聴くこととなっております。

次に既存建築物に対する制限の緩和について、こちらも現行の条例に規定している内容となります。

罰則においても同様に現行の条例のものとなります。これまでの届出制では、制限に適合していない場合は勧告までの対応でしたが、今回条例化することで、違反した場合は50万円以下の罰金があり、地区計画の実行性を担保するための罰則となります。

施行期日については、令和7年10月頃を予定しております。条例の一部改正についての説明は以上となります。

最後にスケジュールについてご案内いたします。資料1-1をご用意ください。「3 今後のスケジュール」として、3月中旬のパブリックコメントにおいて、地区計画の変更と一緒に意見を募集します。その後、裏面へ進んでいただき、市条例の一部改正については4月下旬に検察庁協議を行い、9月中旬に第3回定例会に上程、改正後の施行は10月頃を見込んでおります。長くなりましたが、私からの説明は以上となります。

○大貝会長 ありがとうございました。「川路地区計画の変更について」、ご説明をいただきました。内容的にはかなり盛りだくさんな感じで、十分に理解できたか少し心配ですが、本日は勉強会ということですので、不明な点等を含めまして、皆様からご質問やご意見を伺いたいと思います。まず、ご質問等を出していただいて、その後、ご意見を伺うことといたします。それでは、ご質問等がありましたらご発言をいただきたいと思います。発言にあたりましては、氏名を告げてから発言をお願いします。

○新井委員 参考資料の19ページに、「農地を守る方法」として、「将来にわたって守る農地を見る化する。」と書かれていますが、具体的にどういうことなのかよくわかりません。何か他の法律で担保されているような部分なのでしょうか。

○松平 天龍峡エコバレー地域ということでございまして、当時の災害の歴史の中から盛土を行い、現在の形になっておりますが、その中で、都市計画で整備する部分と土地改良で整備する部分を切り分けております。他の地区とは非常に状況が違う部分がありまして、川路地区の皆さんからしてみますと、盛土されたエリアというものは、参考資料16・17ページで黄色で着色されている地区計画のエリアだけではなく、その周辺の農地がある部

分は土地改良事業を行っておりまして、その部分は農業を行うエリアというように切り分けられております。資料 1-1 の 5 ページで濃い黄色で着色されているエリアが区画整理事業を行ったエリア、その他の色で着色されているエリアは土地改良事業で農地を整理しているエリアとなっております。このようなエリアが整備されてきた経過の中で、地元の皆さんとしても、農業用地として守りたいエリアと、区画整理事業を行い、土地も合理的に都市計画を入れながら有効に活用したいという考えのもとに整備したエリアがあり、その 2つ以外のエリアで、農地などが混在しているエリアの中で調和を保っていきましょうという思いから、「将来にわたって守る農地を見える化する。」という表現になったのかと思います。

○福澤委員 土地利用計画の策定委員会にたまたま参加しておりましたので、少し補足をさせていただきます。参考資料の 16・17 ページの川路土地利用計画図を見ていただきますと、右上の方に琴原という農地エリアが記載されていたり、左の方には中原というエリアが記載されていたりしますが、川路地区全体の土地利用として、このエリアは今現在すべて農地になっているエリアとなります。そのエリアが、継続して農地として守っていけるのかということで、担い手の確保などを強化していきたいという計画としてこの文章が記載されているのだと思います。

○大貝会長 本日お示しいただいた土地利用基本方針の中に反映されているかどうかということでしょうか。資料 1-5 の 11 ページに農地エリアに関する文言がありまして、その部分が関係するのかなと思います。

○松平 福澤委員から補足いただきありがとうございます。土地改良区以外の土地も、地元の皆さんとしては地域全体のゾーニングを検討されておりまして、今、大貝会長からお話ししていただいた資料 1-5 の 11 ページの「農地エリア」という部分（資料 1-4 79 ページ 土地利用基本方針（素案）- 第 4 編 地域土地利用方針 - 第 2 章 川路地区 - 第 1 節 地域土地利用方針 - イ 農地エリア）に「○基本的な方針」として「残す農地と他の転換を図る農地を選別し、地域農業を維持します。」と位置付けているということでございます。

○大貝会長 ありがとうございました。その他ご質問やご意見がないようですので、協議は以上とさせていただきます。この件については、本日の協議を踏まえ、今後、法令手続きを行っていく予定ということであります。特に問題がなければ、次回の審議会で市長から諮問がなされる予定となっておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○大貝会長 次に、協議事項「(2) 都市計画公園の見直しについて」、事務局から説明をお願

いいたします。

○牧内地域計画課長 地域計画課の牧内です。都市計画公園の見直しの説明に入る前に、本日、ご説明させていただきます内容と、今後の流れについて、簡単にご説明させていただきます。

都市計画公園の見直しについては、これまで勉強会といたしまして、4回にわたり当市の課題や見直しの考え方をご説明して参りました。前回の審議会では、都市計画公園の見直しガイドラインの素案をお示しして、ご意見などをいただきました。現在は、このガイドラインに基づき、見直しに向けた「評価・検討」の作業を行っておりますので、現段階のものを担当よりご説明いたします。

なお、皆様への開催通知の中で、「風越公園の変更」につきまして、本日、協議事項として予定させていただいたおりましたが、現在、関係する地区との協議を行っており、出た意見をとりまとめ、素案として次回の審議会でお示しさせていただきたいと考えております。その点につきまして、ご理解いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、担当より都市計画公園の見直しについて、ご説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○今村 地域計画課の今村です。私からは、飯田都市計画公園の見直しについてのご説明をさせていただきます。当日配布資料2「都市計画公園の見直しについて」をご用意ください。本日は、都市計画公園の見直しに関して、現在行っている作業と、前回審議会でご質問がありました、「どのような公園が見直しの対象で、どのような変更が今後必要となるのか」といった内容について、具体例を挙げながらご説明をさせていただく予定です。説明が少し長くなりますが、着席してご説明させていただきます。

まず1ページをご覧ください。こちらは、前回、11月開催の都市計画審議会でも資料としてご覧いただいたものになりますが、都市計画公園見直しの流れとなります。現在行っている作業がどの位置に当たるのか、ご確認いただきたく思います。2段目に青の丸で示しております、「見直しガイドラインの作成」というのが、前回審議会で素案を公表させていただいたものとなっており、そのガイドラインに基づいて赤の丸で示しております、「評価・検証」といった作業を現在行っています。この「評価・検証」によって得られた内容を総合的に取りまとめたものが、更にその下に記載しております、「見直し方針(案)」として作成されていく流れとなります。次回の審議会時には、この「見直し方針(案)」を皆様へお示しできるよう、現在作業を進めています。

そのまま下にあります、2ページをご覧ください。こちらも、前回審議会で資料とし

てご覧いただいたものになりますが、再度、ガイドラインに基づく見直しの対象となる公園の説明をさせていただきたいと思います。見直しガイドラインに則り、見直しを行う公園は、①で示しております、飯田市内に存在する都市計画公園で、長期未着手、又は一部未開設の公園となってまいります。②や③で示している公園につきましては、この見直しガイドラインに基づく評価・検証の対象とはなりませんが、「見直し方針(案)」を作成する際には、また関係してきますので、後ほど、ご説明させていただきます。

続きまして、3ページをご覧ください。先程1ページで赤丸で囲っていた、「評価・検証」の内容についての説明となります。「現在作業中」となっている赤枠内の流れを見ていただければと思います。作業の内容としましては、抽出を行った長期にわたり未着手・一部未開設となっている都市計画公園について、「飯田都市計画公園見直しガイドライン」に基づき、その必要性、実現性、代替性等を確認するなどして検証を行い、その都市計画公園をそのまま「存続」するのか、「変更」するのか、「廃止」とするのかといった振り分けを行う作業が現在行っているものとなります。この振り分けを行ったものを総合的にとりまとめたものが、更にその下にあります「都市計画公園の見直し方針」となります。この「見直し方針」については、次ページで説明をさせていただきます。また、このページの右側に、青枠で「②追加する公園の検討」、オレンジ枠で「③個別で課題を抱える公園」というものがありますが、これらは見直しガイドラインに基づいて行う作業とは別で行う作業となってまいります。こちらについては、後ほどご説明をさせていただきますので、ここでの説明は省かせていただきます。

4ページをご覧ください。「都市計画公園の見直し方針について」のご説明をさせていただきます。この「見直し方針」というものは、「見直しガイドライン」に基づいて、未着手・未整備となっている公園を、「存続」「変更」「廃止」へ振り分けたものを、更に総合的にとりまとめ、評価し、今後の方針を示していくものとなります。「見直し方針」では、単に未整備の公園を個別に評価して取りまとめるだけでなく、飯田市全体の都市公園の適切な配置、敷地面積の確保がなされること及び、効果的な整備、維持管理も考慮したうえで、見直し方針の検討を行います。また、「見直し方針」の作成と並行して、上位計画となる「飯田市土地利用基本方針」と、「飯田市緑の基本計画」を変更する予定となっているため、それら上位計画で位置付けられる内容も反映させた方針となるよう作成していきます。このページの下部にあります、緑枠の中には「見直しガイドライン」と「見直し方針」の違いについて記載をしております。「見直しガイドライン」は、未着手、未整備の都市計画公園について、どのように評価、検証を行うか手順及び基準を定

めたものであるのに対し、「見直し方針」は、ガイドラインに基づいて評価・検証を行った結果に合わせ、飯田市全体の公園の総量、適正な配置、維持管理、上位計画等を踏まえ、都市計画公園の見直し方針を示すものとなっております。

続きまして、5・6ページをご覧ください。ここからは、前回審議会で、「未整備の公園というのが、どのような公園で、どのような課題があり、どのような変更が行われるのか、具体的な公園を例にあげて説明して欲しい」といった旨のご意見をいただきましたので、実際に現在行っている作業の、未着手・未整備の公園をガイドラインに基づいて評価、振り分けをしていくとどのようになるのか、具体例をあげて説明をさせていただきます。5ページに掲載しておりますが、「都市計画公園見直しガイドライン」の16ページに載せてあります、「見直し評価フロー」となり、検証の大まかな流れはこのフローの通りとなります。6ページは、本日、例として説明します公園の位置関係を示しており、具体例として挙げる公園と、比較的大きな公園についてのみ名称を振ってあります。具体例として挙げる公園につきましては、個別事例の検討段階であるため、お手元の資料には添付がございませんので、ここからはお手元の「見直し評価フロー」「都市計画公園位置図」と「スクリーン」を見ながら説明をお聞きください。

5ページの「見直し評価フロー」をご覧ください。上の方に、「1 見直し公園の選定」とありますて、今回はそちらに例としてあげました4公園を具体例として説明させていただきたいと思います。まず、未着手・未整備区域を含む公園として抽出された公園について、検証を行っていく場合、初めに、「2 の必要性の検証」を行います。対象の公園が都市計画決定された際の、決定理由、求められていた機能等を整理し、現状求められる機能等と比較しつつ、必要性の確認、評価を行います。この際、必要性が認められる公園はその下にあります「3 の実現性の検証」へ移行し、必要性がないと判断された公園は廃止へと振り分けます。ただし、この時、供用開始済みの公園については、「供用区域のみで機能を充足するか」の確認を行い、機能の充足が認められた場合には、「変更(一部廃止)」への振り分けを行います。

スクリーンをご覧ください。「滝の沢公園」の航空写真になります。「滝の沢公園」の位置につきましては、6ページの位置図をご覧いただきますと、地図の上の方に位置しており、飯田西中学校の近くに設置されている公園になります。この、滝の沢公園は、整備済み区域のみで供用開始し、一部未整備区域が残ってしまっている公園となります。一番大外を緑色の枠で囲っておりますが、この線が現在の公園計画区域となります。黄色の枠が、整備済みの区域で、現在公園として供用されている区域となってきます。赤

色の枠は、未整備の区域となっており、右上については宅地化しており、右下、左上については、神社所有地で借地契約を行っていない土地となります。この赤枠の区域が、見直しにおいて廃止を検討する区域となってきます。この「滝の沢公園」については、レクリエーションを目的に整備されている公園であり、現在の黄色枠の供用区域のみでも、公園としての機能を充足していると評価できることから、ガイドラインに基づく振り分けとしては、「変更（一部廃止）」へと振り分けられます。なお、ここで示している廃止検討区域はあくまで検討区域となりますので、今後、地元や関係者の皆様との協議の中で取扱いは変更となる事もありますので、そのようにご承知おきいただければと思います。

続きまして、「矢高中央公園」の航空写真になります。「矢高中央公園」の位置につきまして、6ページの位置図をご覧いただきますと、地図の中央辺りに位置しており、飯田 OIDE 長姫高校の近くに設置されている公園になります。「矢高中央公園」も、先程の「滝の沢公園」と同じく、整備済み区域のみで供用開始し、一部未整備区域が残ってしまっている公園となります。大外を囲う緑色の枠が現在の公園計画区域となります。黄色の枠が、整備済みの区域で、現在公園として供用されている区域となってきます。赤色の枠は、未整備の区域となっており、左上が宅地化しており、左下については、神社所有地で借地契約をおこなっていない土地となります。この赤枠の区域が、見直しにおいて廃止を検討する区域となってまいります。「矢高中央公園」についても、レクリエーションを目的に整備されている公園であり、現在の黄色枠の供用区域のみでも、公園としての機能を充足していると評価できることから、ガイドラインに基づく振り分けとしては、「変更（一部廃止）」へと振り分けられます。「必要性の検証」において、「変更」へ振り分けられる公園の具体例としては、このような公園となってまいります。

再度、5ページの「見直し評価フロー」をご覧ください。次に、「2の必要性」の認められた公園について行う、「3の実現性の検証」についての具体例の説明をさせていただきます。検証において、その公園の計画が実現可能であれば、「存続」へ振り分け、不可能と判断された場合は、「代替性の検証」へと移行します。ただし、この時、実現が不可能な理由が財政上や、整備優先度の観点からの検証と関係なく、特殊な条件によって実現不可となっている公園については、そのまま、廃止へ振り分けを行います。この特殊な条件というのが、飯田市では墓地にあたるのですが、その具体例をご説明させていただきます。

スクリーンをご覧ください。「浜井場公園」の航空写真になります。「浜井場公園」の

位置につきましては、6ページの位置図をご覧いただきますと、地図の中央やや右寄りに位置しており、長野地方裁判所飯田支部の近くに計画されている公園になります。

「浜井場公園」は、飯田大火後の飯田市復興都市計画事業によって、墓地移転後に公園となる計画でしたが、現在まで実現しておりません。また、今後もこの規模の墓地を公園として整備する事は大変難しいと考えられます。飯田大火後の復興都市計画事業の中で、飯田市内で4箇所の墓地が、昭和31年に都市計画公園として計画決定しましたが、70年近く経つ現在でも1箇所も整備されていない状態です。このような特殊な条件下にあり、計画決定の経緯についても特殊な事情が認められる公園については、評価フローに基づき実現不可として「廃止」へ振り分けを行います。

そのままスクリーンをご覧ください。こちらも、全く同じ状況の公園で「宮の上公園」の航空写真になります。「宮の上公園」の位置につきましては、6ページの位置図をご覧いただきますと、地図の中央やや上寄りに位置しており、大宮諏訪神社の近くに計画されている公園になります。「浜井場公園」と、全く同じ時期に、同様の理由で都市計画決定している公園となります。この公園も同じく、実現性の検証において、特殊な条件下にある事を理由に、実現不可として「廃止」へ振り分けを行います。いま例としてあげた2公園以外に、墓地を都市計画公園として決定してきている公園は「砂払公園」と「箕瀬公園」があり、同じく「廃止」の振り分けとなってまいります。

再度、5ページの「見直し評価フロー」をご覧ください。ここまで、「3の実現性の検証」までを、具体例を挙げつつ説明してきました。その次の段階として、実現性が低いと判断された公園については「4の代替性の検証」へと移行することになります。ここでは、実現不可能と判断された都市計画公園の代替が可能な候補地の有無を確認し、候補地がある場合には、その都市施設、または、求められる公園機能が法令によって確保される土地、施設であるかの確認・検証を行います。現段階で飯田市の未着手・未整備区域を含む公園からは、この代替性の検証まで移行する公園は出てきておらず、その手前の必要性、実現性の検証で振り分けが終わっている状況です。現在行っている、見直しガイドラインに基づいた評価・検証の作業についてと、実際にどのような公園を、どのように変更するのか、どのように振り分けを行うのか、といった説明は以上となります。

3ページにお戻りください。見直しガイドラインとは別枠で表記しております、「②追加する公園の検討」についてのご説明をさせていただきます。こちらに関しては、見直しガイドラインに基づいて行う作業とは全く別で行う作業となってまいります。整備済

みの都市公園以外の公園から、都市公園として管理をしていく公園を抽出と記載してあります、この作業を行う理由を 7 ページでご説明させていただきます。7 ページをご覧ください。

先程もご説明させていただきましたが、「都市計画公園の見直し方針」は、ガイドラインに基づいて評価・検証を行った結果に合わせ、飯田市全体の公園の総量、適正な配置、維持管理、上位計画等を踏まえ、都市計画公園の見直し方針を示すものとなっております。よって、ガイドラインによって検証する未整備の公園見直しとは別に、飯田市全体の公園の総量や、維持管理、上位計画等を踏まえて公園整備の方針を検討していく必要があります。その中で、公園の総量確保や、効果的な整備、維持管理を行うためには、新たに都市公園として管理を行う公園を追加していく必要性も発生してきます。その作業がここで示している「追加する公園の検討」となってまいります。追加する公園の基準としましては、あくまで現在の想定ですが、土地区画整理事業によって設置され、既に整備済みであるものや、都市公園としては位置付けられていないが、用途地域内に存在する整備済みの公園で、都市公園の基準を満たすものについて、飯田市全体の公園配置、総量等を考慮しつつ追加を検討していく考えとしております。

いま述べさせていただいた内容につきましては、今後、上位計画である「飯田市土地利用基本方針」と「飯田市緑の基本計画」にも位置付けてまいります。

追加を検討している公園の具体例を示させていただきますので、8 ページをご覧ください。この航空写真は、竜丘・川路地区に既に整備されている公園で、都市公園としては位置付けられていない公園の位置を示したものとなります。

スクリーンをご覧ください。「竜丘 2 号公園」の航空写真になります。「竜丘 2 号公園」は、土地区画整理事業によって既に整備済みの公園となりますが、都市公園としては位置付けられていない公園です。よって、飯田市全体の公園総量や配置、今後の公園の維持管理等を考慮しつつ、見直し方針において、都市公園への追加を検討していきます。

そのままスクリーンをご覧ください。こちらも、全く同じ状況の公園で「川路 3 号公園」の航空写真になります。「竜丘 2 号公園」と同じく、土地区画整理事業によって既に整備済みの公園となりますが、都市公園としては位置付けられていない公園です。こちらの公園も同様に、見直し方針において、都市公園への追加を検討していきます。

次の公園は、「城公園」の航空写真になります。こちらの公園は、都市計画区域の用途地域内に整備されている公園となりますが、都市公園としては位置付けられていない公園です。

用途地域内に存在する整備済みの公園で、都市公園の基準を満たすものについても、飯田市全体の公園総量や配置、今後の公園の維持管理等を考慮しつつ、見直し方針において、都市公園への追加を検討していきます。

9ページをご覧ください。これまでご説明させていただいた、見直しガイドラインに基づく検証で振り分けを行った公園と、新たに都市公園として追加を検討する公園を合せ、見直し方針として地図上に示したものとなります。色については見づらくて申し訳ありませんが、右下に凡例を記載しております、「黄緑色」が整備済みの都市計画公園、「緑色」が存続候補の都市計画公園、「黄色」が変更候補の都市計画公園、「赤色」が廃止候補の都市計画公園、「青色」が追加候補の公園となってまいります。

10ページをご覧ください。こちらが、検証結果一覧になります。公園名、現在の計画面積、開設面積、見直し後の計画面積を記載し、一番右の欄には、見直しガイドラインによる振り分けを行った検証結果を記載しております。追加候補となっている公園についても右横に掲載させていただきました。この検証結果一覧が、先程の9ページの地図に反映されております。ただ、こちらにお示ししているものは、あくまで現段階での検証、検討結果であり、今後、地元や関係者の皆様との協議の中で、ご相談させていただきながら、「見直し方針（案）」としてまとめていく事となりますので、現在の記載と取扱いが変更となる事もあるということを、ご承知おきいただければと思います。

再度、3ページをご覧ください。「③個別で課題を抱える公園」について、少し触れさせていただきます。現在、飯田市内の公園で個別に課題を抱える公園というのは、都市計画公園の「風越公園」であり、飯田警察署の建替えに伴い、その区域変更が必要となっております。こちらにつきましても、「都市計画公園の見直し方針」との整合を図り、今後、都市計画の変更を行っていく予定でございます。その際に、詳細なご説明をさせていただければと思っておりますので、本日の説明はここまでとさせていただければと思います。

11ページをご覧ください。飯田都市計画公園見直し後の公園敷地面積について記載しております。これまでの説明内容ですと、見直しによる「変更（一部廃止）」の公園数が多いため、公園の敷地面積がかなり減ってしまうのではないかと思われているかもしれませんのが、実際に数値を比較致しますと、見直し対象公園 17公園の計画面積の変化としましては、現在の都市計画公園面積が、127.64ha であるのに対し、見直し後の都市計画公園面積（想定）は、122.42ha となっており、実際に公園の計画面積のマイナスは 5.22ha のみとなっております。それに対しまして、新たに都市公園として追加を検討し

ております公園の合計面積は、4.46ha となっており、現在の想定では、見直しを行ったとしても、現状より都市公園の敷地面積が大幅に減少する事は無いという事が確認できました。現在の数字は、大まかに見直しを行ってのものとなりますので、今後、見直し方針を作成する中で、細かな面積の変化等は起きるかと思いますが、大幅な減少はないという事は確認できましたので、現在進めていく方向性で、今後も都市計画公園の見直し方針（案）の作成を進めていきたく考えております。以上が、都市計画公園の見直しについての説明となります。

○大貝会長 ありがとうございました。それでは、ただいま説明がありました、「都市計画公園の見直しについて」、質疑を行います。まずは質問を出していただき、その後ご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中川委員 国土交通省飯田国道事務所の中川です。基本的な質問かもしれません、都市計画公園以外の公園を都市計画公園に位置付けることで、何がどう変わるのでしょうか。公園面積の総量としては少し減るだけということだと思いますが、今ある都市計画公園以外の公園を都市計画公園にすることによってどう変わるのでしょうか。

○牧内地域計画課長 行政側の視点と利用者側の視点から回答させていただきます。まず、行政側の視点としまして、都市計画公園に位置付けることで、交付税の対象となるということがあります。また、長寿命化対策として、施設の老朽化に伴う施設の更新などは、都市計画公園に位置付けていると財源的な措置がなされます。また、災害が起きた際も、災害復旧等で国の補助金を活用して、復旧予算を充てることができます。行政側の視点からは、このような変化があります。

一般の利用者からの視点から言いますと、都市計画公園の使用の許可や、火を使うなどの行為の制限などがございますが、一般的な都市公園とその他の公園の違いについては、利用者のサイドからだと大きな変化はないかと思います。行政的な面から言うと、先ほど説明いたしましたメリットが出てまいります。

○唐澤委員 私も基本的な質問となります、見直し評価フローの「2：必要性の検証」のところで、「求められる機能を整理して必要性が確認できる」と記載されており、先ほどの事例ですと、当初はレクリエーション機能を目的としており、それに基づいて存続するのかしないのかという振り分けをされているようですが、時代に合わせて求められる機能が変わってこないのかをお聞きしたいです。例えば、最近ですと、防災機能などがありますが、そういうものを公園に求めないので、お聞きしたいです。

○牧内地域計画課長 今おっしゃっていただいた防災の観点では、都市計画公園は一時避難場

所等に地域防災計画の中で位置付けております。したがって、その部分も当然考慮に入れながら検討していくことになります。

○遠山委員 遠山と申します。長期未着手となっている公園や、一部未開設の公園を取り上げて整理していくという作業は大変な作業で、まずこれに取り組まれていることに対して敬意を表します。必要性・実現性・代替性の観点から、1つ1つの公園について評価・検証されているということで、先ほど4つの公園の例を示していただきましたが、のような形で示していただくと、評価・検証の内容が良く理解できます。このようなレベルで資料を示していただけると非常にわかりやすいと思いましたが、今リストアップされている全ての公園において、資料は提供いただけるのでしょうか。

○牧内地域計画課長 見直しの対象となっている全ての公園について、次回の審議会にはなりますが、資料をお示しして説明させていただきたいと考えております。

○大貝会長 この都市計画公園の見直しについては、今後も協議を重ねていくということでございます。次回は見直し方針（案）のご説明があるという認識で良いでしょうか。

○牧内地域計画課長 資料2の3ページをご覧いただきたいと思います。現在は、赤・青・オレンジでそれぞれお示ししております、①②③の内容を検証しております。資料を戻つていただきまして、1ページをご覧ください。次回の審議会は、令和7年度の6月頃を予定しておりますが、見直し方針（案）の作成ということで、本日は代表的な公園を例に挙げてご説明させていただきましたが、すべての公園について次回の審議会でご説明させていただきます。それから、新たに追加する公園や、個別で課題を抱える公園についても、次回お示しさせていただきます。見直し方針については、最終的に飯田市土地利用基本方針等に位置付けを行います。先ほど説明した川路地区計画についても、次回の審議会で質問・答申を考えておりませんので、次回の審議会は重要な会議になると考えております。

○大貝会長 ありがとうございました。他にご質問やご意見がないようですので、この件については以上とさせていただきます。今ご説明がありましたが、この都市計画公園の見直し方針については、今後飯田市土地利用基本方針や緑の基本計画に位置付ける予定ということあります。この件につきましても、引き続き協議いただく内容となりますので、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして全ての協議が終了しましたので、事務局にお返しいたします。

5. その他

※特になし

6. 閉会

○松平 ありがとうございました。

都市計画公園の見直しに関しましては、今お話ありましたように、今後方針案のたたき台をまとめた段階で一旦お示しさせていただく予定でございますし、地元や関係する皆様にこれから相談していく段階でございますので、順次皆様にもご説明させていただくような形で考えております。大変ありがとうございました。

それでは、閉会にあたりまして、井田建設部長より一言ごあいさつ申し上げます。

○井田建設部長 建設部長の井田でございます。本日は、勉強会という形ではありましたが、大変貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

次回の審議会につきましては、6月頃に開催を予定しております。本日、川路地区計画の変更素案をお示ししましたが、次回の審議会で諮問を予定しておりますので、ご審議をお願いしたいと思います。また、都市計画公園の見直し方針につきましても、飯田市土地利用基本方針及び飯田市緑の基本計画に位置付ける予定でございますので、次回は素案を示させていただきたいと思います。最終的には審議会へ諮問させていただく予定でございますので、よろしくお願いいいたします。また、警察署の建替えと免許センターの設置に伴う風越公園の都市計画公園の変更につきましては、現在地元との協議を行っている段階でございます。次回の審議会では、変更素案をお示しし、ご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

今後も当市の都市計画や景観などの重要な事項につきまして審議をお願いしてまいりますので、引き続きご意見を賜りますよう、よろしくお願いいいたします。

本日はありがとうございました。

○松平 これをもちまして、令和6年度第3回飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会を終了させていただきます。お疲れ様でございました。

閉会 15時30分